



学校いじめ防止基本方針

合志市立合志楓の森中学校

目 次

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 組織の設置等
- 3 学校の基本方針の内容
- 4 いじめの定義
- 5 いじめの理解
- 6 いじめ防止に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

II いじめ防止対策の内容に関する事項

- 1 本校の実態及び課題
- 2 いじめ防止等の実施内容
 - (1) いじめ防止の体制（いじめ不登校対策委員会の設置等）
 - (2) いじめ防止のための年間計画
 - (3) いじめ防止の具体的な取組
 - ①いじめの防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対処
 - ④その他の取組
- 3 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - ①重大事態の発生と調査
 - ②調査結果の提供及び報告

I いじめ防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置く（法第22条）。

(2) 学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする（法第28条）。

同組織は、学校の設置者の判断により、学校が調査主体になった場合、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体が学校の設置者である場合、学校は設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

3 基本方針の内容

本方針は、国・県・市の基本方針を踏まえ、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめ防止等の対策が、校内において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

基本方針に沿った対策の実現のためには、生徒や家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているか定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただしこのことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報を提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なおここでいう「いじめに負けない」という表現はいじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高めることの大切さを述べたものである。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

II いじめの防止対策の内容に関する事項

1 本校の実態及び課題

本校は、合志市立合志中学校と合志市立西合志南中学校から令和3年度に分離新設された学校である。いじめ及び不登校の未然防止及びその解消を喫緊の教育課題と捉え、人権教育を根幹に据えながら全ての教育活動に取り組んでいる。生徒のコミュニケーションスキルの獲得や好ましい人間関係づくり、さらには生徒の自己有用感の涵養を具体的な課題と捉え、授業をはじめあらゆる機会を通してそれら課題の克服を意識した教育活動に努めている。

また、生徒は人間関係づくりに悩むことが多く、全ての教育活動を通して自他の違いや良さを認め合いながら、自尊感情を高めるなどの取組をさらに充実させていくことが必要である。

2 いじめ防止等の実施内容

(1) いじめ防止の体制

「いじめ不登校対策委員会の設置」

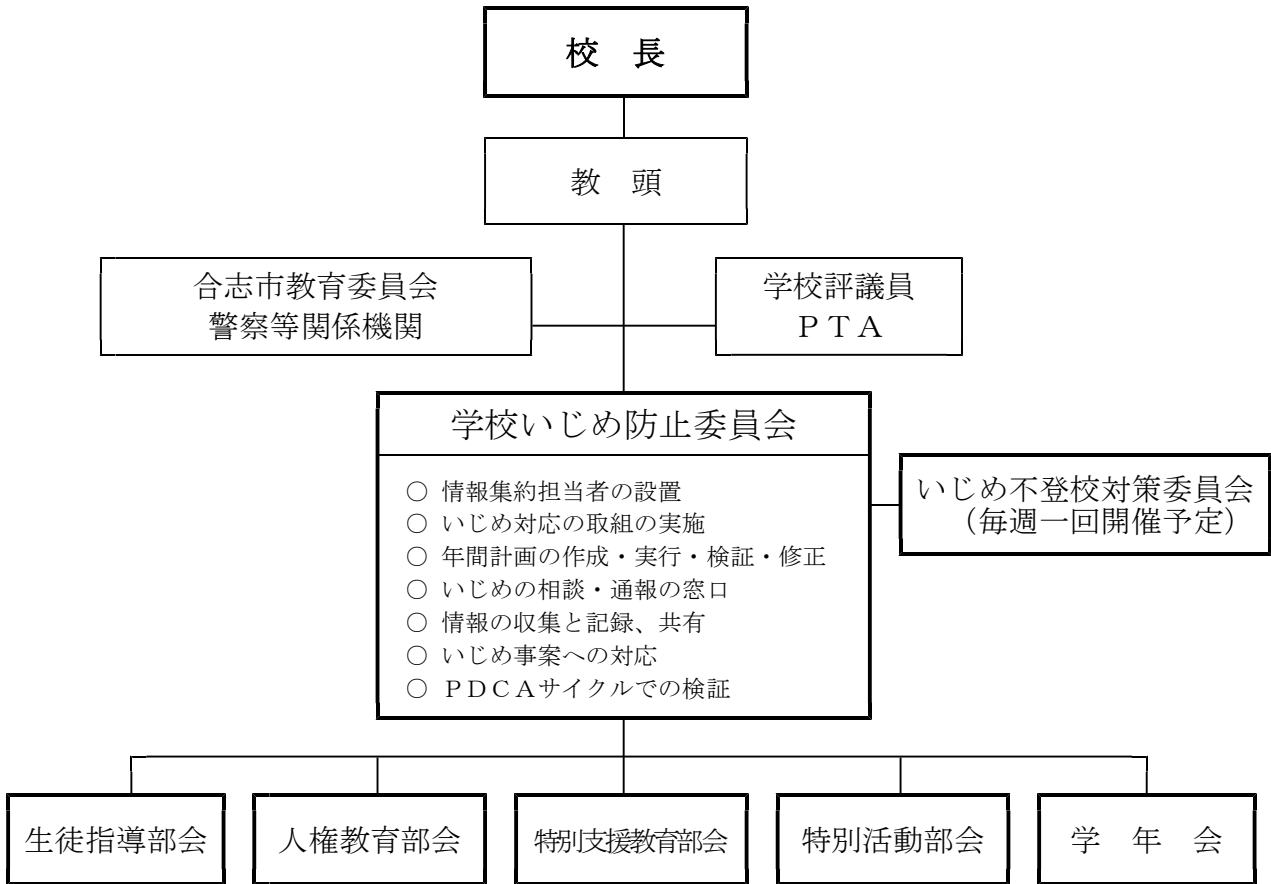
※役割 ○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核

○いじめの相談・通報の窓口及び報道機関等への対応の窓口

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、及びその共有

※構成 ○管理職や情報集約担当者、生徒指導担当教員、人権教育主任や生徒支援加配教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう、学校の実情に応じて決定する。その他、必要に応じてSC、SSW、各関係機関との連携を図る。

組織図



(2) いじめ防止のための年間計画

	前 期			
	4 月	5 月	6 月	7 月
いじめ不登校 対策委員会				
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修(生徒理解)	校内研修(いじめ防止)	校内研修	校内研修
		学校生活アンケート		
生徒会・生徒 指導部取組	楓の森全校学活 登下校指導 家庭訪問	教育相談	教育相談	生徒会挨拶運動 校内人権集会
PTA 活動				

	前 期		後 期	
	8・9月	10月	11月	12月
いじめ不登校 対策委員会			第1回委員会	第2, 3回委員会
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修	校内研修(授業改善)	校内研修(道徳)	校内研修
				学校生活アンケート 「心のアンケート」
生徒会・生徒 指導部取組	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動 校内人権集会 三者教育相談
PTA 活動				

	後 期			
	1 月	2 月	3 月	備 考
いじめ不登校 対策委員会	第4, 5回委員会	第6, 7回委員会	第8, 9回委員会 (年間総括)	
校内研修 生徒指導 人権教育	校内研修(人権教育)	校内研修	校内研修	
生徒会・生徒 指導部取組	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動	生徒会挨拶運動	
		教育相談	教育相談	
PTA 活動				

(3) いじめの防止の具体的な取組

① いじめの防止

ア いじめを生まない土壌づくり

- ・共感的生徒理解とカウンセリングマインドを基盤とした教育相談の充実
- ・生徒の自主活動及び自治を育む取組の充実
- ・「わかる授業」のための指導方等の工夫改善

イ 校内研修の充実

- ・教職員の資質向上、体罰の禁止
- ・小中連携（人権教育、生徒指導、特別支援教育等）
- ・授業研究
- ・人権教育推進上の課題整理と共通実践

ウ 教育相談体制の充実

- ・家庭訪問、全学年三者教育相談の活用と充実
- ・養護教諭、SC、SSWの活用
- ・市教育相談体制の活用

エ 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実

- ・「熊本の心」の活用
- ・熊本県人権子ども集会、合志市人権フェスティバル、校内人権集会の開催と参加
- ・「心のきずなを深める月間」の取組とその充実
- ・1年生集団宿泊教室と「水俣に学ぶ」学習の充実
- ・2年生職場体験学習と地域を理解する学習の充実
- ・ハンセン病学習をはじめとする人権教育の充実

オ ことば教育の推進、アメニティー教育環境の充実

- ・全ての教育活動におけることば教育の充実
- ・市こころのポエムコンクールへの応募

カ 登校指導、あいさつ運動の推進

- ・生徒会活動としての朝のあいさつ運動
- ・生徒会執行部によるあいさつ運動
- ・市あいさつ標語コンクールへの応募

キ 保護者の支援及び啓発

- ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知
- ・「くまもと『親の学び』プログラム」奨励

ク 合志版コミュニティー・スクール体制づくりの推進

- ・学習支援における学校ボランティアの活用促進

ケ 情報モラル教育の充実

- ・教科等における情報モラル教育の充実
- ・講演会等による生徒及び保護者の啓発

② いじめの早期発見

ア 日常の生徒への関わり

- ・毎朝の健康観察の確実な実施
- ・「愛の1・2・3」+ワン運動の確実な実践
- ・生徒会人権委員会による「アンケート」の実施

イ 教育相談体制の充実及び周知徹底

- ・6月、12月、2月の学校生活アンケート実施
- ・「こころのアンケート」の実施と活用

ウ P T Aや民生児童委員、校区内区長及び関係機関との連携強化

③ いじめへの対処

ア 情報収集と共有

- ・全ての教職員が常に「いじめは、いつ、どの学校、どの学級でも起こり得る」との認識を持ち、生徒の言動に注意を払い、いじめやその兆候を見逃さないとの意識を高く保つ。
- ・生徒の変化等に気づいたときは、情報集約担当者へ報告。情報集約担当者、学年部、生徒指導主事、教頭等の間で速やかに情報を共有し、適宜校長に報告するとともに迅速に対応を協議し、決定する。「報告・連絡・相談」の徹底。
- ・「いじめ不登校対策委員会」のリーダーシップによる情報整理と職員への周知

イ 記録と整理

- ・情報集約担当者、生徒指導主事が記録を担当し、事案ごと、対象生徒ごとなどにまとめ、記録に残すとともに、説明責任を果たせる内容に整理する。

ウ 学校相互間の連携・協力体制の整備

- ・市内、近隣、熊本市内の学校間の連携を強化する。
- ・校区内小中生徒指導連絡会の機能を充実させる。

エ 警察との連携・協力体制の整備

- ・熊本北合志警察署管内学校警察等連絡会議に参加する。
- ・須屋交番、熊本北合志警察署スクールサポーター等との連絡連携を強化する。

オ 合志市学校問題解決支援チーム会議の要請

- ・重大事態及び対応困難な事案発生時は、市教育委員会と協議するとともに、必要に応じて市学校問題解決支援チームと連携し、事案の解決に努める。

カ 出席停止の手続き

- ・出席停止の処置が必要な事案については、その効果等を慎重に協議し、判断する。学校いじめ防止委員会は、校長の判断について、適切な資料提供に努める。

④ その他の取組

ア 文部科学省や県教育委員会からの配布資料の活用

- ・「いじめの問題への取組の徹底について」（平18.10.19）及び「問題行動を起こす生徒に対する指導について」（平19.2.5）など、関係する通知を活用する。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- (イ) いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (ウ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- (エ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (オ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

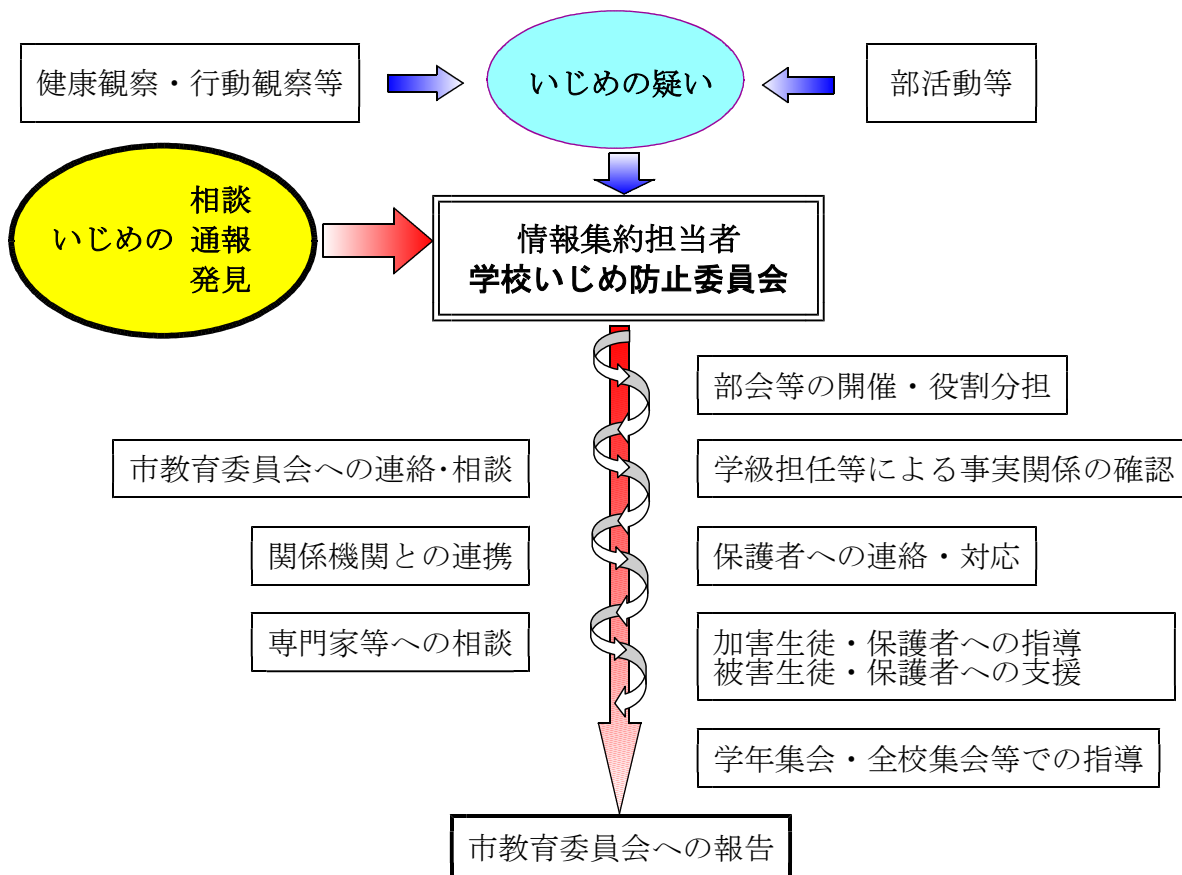
質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて市長及び県教育委員会・知事に報告する。

【いじめ対応フロー図】

通常対応



重大事態

